

【パソコンサービスによる不正送金被害に関する補償規約 新旧対比表】

新（赤文字部分が変更箇所）	旧（赤文字部分が変更箇所）
<p>パソコンサービスおよびポータルサービスによる不正送金被害に関する補償規約</p> <p>第1条 補償の対象取引及び条件 (削除)</p> <p>1. 本契約において以下の用語は以下の意味を有するものとします。</p> <p>(1) 「お客さま情報」とは、以下の①および②の情報を個別にまたは総称していいます。</p> <p>① パソコンサービスにおけるお客さま（同サービスにおけるサービス管理者および利用者を含みます。）の「契約番号」「利用者 ID（サービス管理者用）」「利用者 ID（利用者用）」「ログインパスワード（サービス管理者用）」「ログインパスワード（利用者用）」「取引実行パスワード（サービス管理者用）」「取引実行パスワード（利用者用）」「電子証明書」および「秘密鍵」</p> <p>② ポータルサービスにおけるお客さま（同サービスにおける利用者を含みます。）の「ログイン ID」および「ログインパスワード」</p> <p>(2) 「取引規約」とは、当行所定の au じぶん銀行取引規約（法人・団体）をいいます。</p> <p>2. 取引規約を承認のうえ当行に普通預金口座を開設しているお客さま(以下「お客さま」という)は、第三者がお客さま情報を詐取または盗取し、お客さまになりすまして、パソコンサービスまたはポータルサービスにより、お客さまが当行に開設</p>	<p>パソコンサービスによる不正送金被害に関する補償規約</p> <p>第1条 補償の対象取引及び条件</p> <p>当行所定の au じぶん銀行取引規約（法人・団体）（以下「取引規約」という）を承認のうえ当行に普通預金口座を開設しているお客さま(以下「お客さま」という)は、第三者がお客さまの「契約番号」、「利用者 ID」、「ログインパスワード」、「電子証明書」および「秘密鍵」（以下個別にまたは総称して「お客さま情報」という）を詐取または盗取し、お客さまになりすまして、当行所定のパソコンサービス利用規約（以下「パソコンサービス利用規約」という）に定めるパソコンサービス（以下「当行パソコンサービス」という）により、お客さまが当行に開設している普通預金口座からの不正な振込取引(お客さま自身宛ての振込取引を除くものとし、以下「不正送金」という)が行われたことによりお客さまが損害を被った場合について、次の各号に定める条件をすべて充足するときは、次条に定める範囲内で、当行に損害金額の補償を請求することができます。</p>

している普通預金口座からの不正な振込取引(お客さま自身宛での振込取引を除くものとし、以下「不正送金」という)が行われたことによりお客さまが損害を被った場合について、次の各号に定める条件をすべて充足するときは、次条に定める範囲内で、当行に損害金額の補償を請求することができます。

(1)～(3) (略)

第2条 補償の金額等

1. 前条第2項の請求がなされた場合、当行は当行への前条第2項第1号の通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明された場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする)前の日以降になされた不正送金にかかる損害の額に相当する金額(以下「補償対象額」という)を、年間(不正送金が発生した日(当日を含む。))から1年間を意味する。)で1,000万円を限度として(なお、お客さまが当行に複数の普通預金口座を開設している場合であっても、各お客さま単位で年間1,000万円を限度とする)、補償するものとします。ただし、当該不正送金が行われたことについて、当行が善意無過失であり、かつ、お客さまが、お客さま情報を詐取もしくは盗取された時点または当該不正送金が行われた時点のいずれかの時点以前に、次の各号のいずれかに該当していたことを当行が認めた場合には、当行は補償対象額を減額するものとします。

(1) (略)

(2) パソコンサービスに使用するパソコンおよびポータルサービスに使用するネットワーク端末(以下総称して「パソコン等」という)に関し、基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していないこと。

(3) パソコン等にインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を使用していること。

(4) パソコン等にセキュリティ対策ソフトを導入しておらず、かつ、最新の状態に更新していない状態で使用していること。

(5) パソコンサービスまたはポータルサービスに係る各種パスワードを定期的(90日に1回)に変更していないこと。

(6) パソコンサービスにおいて当行が指定した正規の手順以外での電子証明書を利用していること。

(1)～(3) (略)

第2条 補償の金額等

1. 前条の請求がなされた場合、当行は当行への前条第1号の通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明された場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする)前の日以降になされた不正送金にかかる損害の額に相当する金額(以下「補償対象額」という)を、年間(不正送金が発生した日(当日を含む。))から1年間を意味する。)で1,000万円を限度として(なお、お客さまが当行に複数の普通預金口座を開設している場合であっても、各お客さま単位で年間1,000万円を限度とする)、補償するものとします。ただし、当該不正送金が行われたことについて、当行が善意無過失であり、かつ、お客さまが、お客さま情報を詐取もしくは盗取された時点または当該不正送金が行われた時点のいずれかの時点以前に、次の各号のいずれかに該当していたことを当行が認めた場合には、当行は補償対象額を減額するものとします。

(1) (略)

(2) 当行パソコンサービスに使用するパソコン(以下「パソコン」という)に関し、基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していないこと。

(3) パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を使用していること。

(4) パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入しておらず、かつ、最新の状態に更新していない状態で使用していること。

(5) 当行パソコンサービスに係る各種パスワードを定期的(90日に1回)に変更していないこと。

(6) 当行パソコンサービスにおいて当行が指定した正規の手順以外での電子証明書を利用していること。

(7) (略)

第3条 免責事項

(1)～(3) (略)

(4) お客さまから第三者に譲渡・貸与または担保差入されたパソコン等その他のコンピュータやネットワーク端末の使用により不正送金が発生した場合。

(5) お客さまがこの規約、取引規約、パソコンサービス利用規約、ポータルサービス利用規約その他お客さまに適用のある当行の他の規約等に違反したことにより不正送金が発生した場合。

(6) 振込取引、パソコンサービスまたはポータルサービスに関わる当行のシステムが正常に機能しない状態において不正送金が発生した場合。

(7)(8) (略)

(9) パソコン等(これに接続または同期させて使用する機器を含むものとする。以下本号において同じ。)が盗難に遭った場合において、お客さま情報をパソコン等に保存していた場合。

(10) (略)

第4条 保険契約がある場合の取扱い

この規約に基づいて当行が補償をすべき場合において、第1条第2項の事由を保険事故としお客さまを被保険者とする他の保険契約があり、かつ当該他の保険契約で保険金が支払われる場合は、第2条第1項の規定にかかわらず、当行が補償する金額は、補償対象額(第2条第1項ただし書に基づき減額された場合には当該減額後の金額)から、当該他の保険契約から支払われる保険金を差し引いた残額とします。ただし、第2条第1項に定める限度額(1,000万円)を上限とします。

第6条 他の規約の準用

- この規約に定めのない事項については、取引規約、当行所定のパソコンサービス利用規約、当行所定のポータルサービス利用規約その他お客さまに適用のある当行の他の規約等の定めを準用します。
- この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り、取引規約、当行所定のパソコンサービス利用規約および当行所定のポータルサービス利用規約において定義した内容に従うものとします。

(7) (略)

第3条 免責事項

(1)～(3) (略)

(4) お客さまから第三者に譲渡・貸与または担保差入されたパソコンその他のコンピュータの使用により不正送金が発生した場合。

(5) お客さまがこの規約、取引規約、パソコンサービス利用規約その他お客さまに適用のある当行の他の規約等に違反したことにより不正送金が発生した場合。

(6) 振込取引または当行パソコンサービスに関わる当行のシステムが正常に機能しない状態において不正送金が発生した場合。

(7)(8) (略)

(9) パソコン(これに接続または同期させて使用する機器を含むものとし、以下「パソコン等」という)が盗難に遭った場合において、お客さま情報をパソコン等に保存していた場合。

(10) (略)

第4条 保険契約がある場合の取扱い

この規約に基づいて当行が補償をすべき場合において、第1条の事由を保険事故としお客さまを被保険者とする他の保険契約があり、かつ当該他の保険契約で保険金が支払われる場合は、第2条第1項の規定にかかわらず、当行が補償する金額は、補償対象額(第2条第1項ただし書に基づき減額された場合には当該減額後の金額)から、当該他の保険契約から支払われる保険金を差し引いた残額とします。ただし、第2条第1項に定める限度額(1,000万円)を上限とします。

第6条 他の規約の準用

- この規約に定めのない事項については、取引規約、パソコンサービス利用規約その他お客さまに適用のある当行の他の規約等の定めを準用します。
- この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り、取引規約およびパソコンサービス利用規約において定義した内容に従うものとします。

第7条 規約の変更及び補償の終了

1. 当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行のウェブサイトへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。
2. この規約に基づく当行のお客さまに対する補償対象額の補償は、当行の都合により、当行が定める時期をもって中止することがあります。その場合には、当行は中止日を当行のウェブサイトへ掲示することにより告知します。

第7条 規約の変更及び補償の終了

1. 当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。
2. この規約に基づく当行のお客さまに対する補償対象額の補償は、当行の都合により、当行が定める時期をもって中止することがあります。その場合には、当行は中止日を当行のホームページへ掲示することにより告知します。